

オペレーショナル・リスク管理方針

1. オペレーショナル・リスクの定義

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、または外生的事象により損失を被るリスクです。

2. オペレーショナル・リスクの特定

当組合では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、災害・犯罪リスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象として、適切に管理しリスクの極小化に努めています。

(1) 事務リスク

- ・ 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。
- ・ 各業務の所管部署による事務規定等の見直し・整備や、事務リスクの統括管理部署による事務ミス発生状況の実態把握とその還元を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めています。

(2) システムリスク

- ・ システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い損失を被るリスクです。
- ・ セキュリティポリシー規程、セキュリティスタンダード規程に基づき、システムリスクの適切な管理・運営を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持するとともに、万一障害が発生した場合の影響の極小化に努めています。

(3) 法務リスク

- ・ 法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生し損失を被るリスクです。
- ・ 組織間の連携強化を図りながら、法務関連情報の収集に努め、それへの対応状況等の管理を徹底すると伴に、顧問弁護士の活用等により法務リスクの極小化に努めています。

(4) 災害・犯罪リスク

- ・ 災害・犯罪リスクとは、自然災害・戦争・犯罪など、非常事態の発生により損失を被るリスクです。
- ・ 災害・犯罪リスクに対する安全度向上のための諸施策を計画的に実施し、万一の災害や犯罪等発生時の人的損失並びに物的損失の軽減に努めています。

(5) 風評リスク

- ・ 風評リスクとは、様々な緊急事態の発生による風評や当組合の経営内容が誤って伝えられること等により、当組合への信頼度、親密度が損なわれて直接・間接を問わず不測の損失を被るリスクです。
- ・ 当組合に対する風評は内容次第では、経営に大きな打撃を与える可能性があることを常日頃から認識し、正確かつ適切な情報開示に努め、風評リスクによる損失発生防止に努めています。

3. 理事及び常勤役員会

- (1) 理事長は、当組合のオペレーショナル・リスク管理を統括して、オペレーショナル・リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。
- (2) 常勤役員会は、オペレーショナル・リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めるオペレーショナル・リスク管理規程を策定するとともに、オペレーショナル・リスク管理態勢を構築・推進する。
- (3) オペレーショナル・リスク管理担当理事は、常勤役員会の議決に基づき、オペレーショナル・リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合のオペレーショナル・リスク管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

4. 総合企画部

- (1) 当組合におけるオペレーショナル・リスク管理の統括部署は総合企画部とする。
- (2) 総合企画部は、当組合全体のオペレーショナル・リスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、オペレーショナル・リスク管理態勢の充実・強化にあたる。
- (3) 総合企画部は、オペレーショナル・リスク管理のため、関係各部署に対して必要な情報収集を行うとともに、関係各部署に対して必要な指示をする。

5. オペレーショナル・リスクの評価、削減等

- (1) 総合企画部は、各種オペレーショナル・リスクの把握、モニタリングを行い、必要に応じて随時、オペレーショナル・リスク管理担当理事及び常勤役員会に報告する。
- (2) 総合企画部は、管理手法自体の不十分さに起因する潜在的リスクについても継続的に把握・評価に努めるものとする。
- (3) 総合企画部は、上記のリスク評価に基づき、リスク削減に努めるものとする。
- (4) 総合企画部は、リスク削減実施状況をオペレーショナル・リスク管理担当理事に報告する。
- (5) 総合企画部は、リスク管理態勢上の問題点について適時・適切にオペレーショナル・リスク管理担当理事に報告し、オペレーショナル・リスク管理担当理事は、これを常勤役員会に報告する。

6. 監査

オペレーショナル・リスク管理態勢については、必要に応じて随時、内部監査を実施する。

7. 附則

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

熊谷商工信用組合